

四 半 期 報 告 書

(第155期第 2 四半期)

三菱製紙株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	8
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月14日

【四半期会計期間】 第155期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 三菱製紙株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Paper Mills Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 立 藤 幸 博

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 (03)5600-1407(直通)

【事務連絡者氏名】 経理部長 及 川 浩 典

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 (03)5600-1407(直通)

【事務連絡者氏名】 経理部長 及 川 浩 典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第154期 第2四半期 連結累計期間	第155期 第2四半期 連結累計期間	第154期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	100,223	97,333	203,997
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,014	483	△914
親会社株主に帰属する 四半期 (当期) 純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失 (△) (百万円)	△1,161	93	351
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△719	△288	△474
純資産額 (百万円)	60,162	66,425	67,004
総資産額 (百万円)	231,399	225,766	232,758
1株当たり四半期 (当期) 純利益 又は1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△34.00	2.09	10.04
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.4	29.2	28.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	10,033	△2,432	19,066
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,309	△4,607	△8,979
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△8,501	1,687	△8,185
現金及び現金同等物の 四半期末 (期末) 残高 (百万円)	9,062	6,142	11,617

回次	第154期 第2四半期 連結会計期間	第155期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	13.27	28.55

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社) において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間は、米中貿易摩擦の長期化などによる世界経済の不安定要素の影響もあり、日本経済は先行き不透明な状況が続いております。当社グループを取り巻く環境は、情報メディアの電子化による構造的な需要減退や、原燃料価格の高止まりなどにより、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況下、当社グループは「新しいステージに立った事業基盤の強化と多様化」を基本方針とする「新中期経営計画」（2019年4月～2022年3月）を策定して取組みを開始しております。

「新中期経営計画」では3つの重点戦略として、

- ① 王子グループとのアライアンスによる強固な経営基盤の確立
- ② 既存事業の再構築と充実
- ③ 新たな収益の柱の育成による事業基盤の多様化

を掲げ、精力的に諸施策を進めております。

当第2四半期連結累計期間は、前期に実施した洋紙の輸送調整金制度導入や価格修正効果などはありませんでしたが、洋紙の国内外での販売数量減少やイメージングの海外市場を中心にした既存製品の減少等により、連結売上高は973億3千3百万円（前年同四半期比2.9%減）となりました。

損益面では、洋紙の価格修正効果やコストダウン諸施策を進めたことなどにより、連結営業利益は5億1千2百万円（前年同四半期は連結営業損失9億6千1百万円）、連結経常利益は4億8千3百万円（前年同四半期は連結経常損失10億1千4百万円）となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は9千3百万円となりました。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

(紙・パルプ事業)

国内市場は、印刷用紙、情報用紙ともに需要の落ち込みが一段と進み、販売数量、販売金額ともに減少しました。輸出は、印刷用紙を中心に減少しました。

欧州子会社は、引き続き昨年来の価格修正効果はあったものの、感熱紙及び感圧紙の販売数量の減少に加えて為替の影響もあり、販売金額は減少しました。

市販パルプは、厳しい市況環境下、販売数量、金額ともに減少しました。

この結果、紙・パルプ事業全体の売上高は前年同四半期比4.4%減収の737億2百万円となりました。

営業損益は、前年同四半期の14億5千8百万円の損失から15億8千5百万円増加し、1億2千6百万円の利益となりました。

原燃料価格の高止まりや国内の洋紙需要減少を踏まえて、収益性改善を優先した生産販売活動を展開した結果、売上高は減少しましたが、損益は改善しました。

具体的取り組みとして、輸送調整金制度の定着、4号抄紙機休止後の八戸工場の生産体制最適化、製品価格修正後の価格水準の維持、取引案件ごとの採算性の精査、物流費削減等を推進してきました。

「新中期経営計画」に掲げた王子グループとのアライアンスを推進して、早期に外部環境に左右されない体制を構築し、収益の安定化を目指してまいります。

(イメージング事業)

国内市場は、消費増税関連の需要を取り込んで印刷製版材料や写真感光材料が堅調に推移し、販売金額は増加しました。

海外市場は、インクジェット用紙は業務用途の需要が拡大しましたが、既存製品の需要減退の影響が大きく、販売金額は減少しました。

この結果、イメージング事業全体の売上高は前年同四半期比4.7%減収の166億9千1百万円となりました。

営業損益は、前年同四半期の2億4千8百万円の利益から4億4千6百万円減少し、1億9千7百万円の損失となりました。

既存製品の需要減少に伴う売上高の減少に加え、円高による価格安、原燃料価格上昇の影響などにより、減収減益となりました。富士フイルム㈱とのアライアンス強化による写真用原紙の数量確保、業務用途を中心とするインクジェット用紙の新興国拡販などに取り組むとともに、生産性向上と固定費の削減に努めましたが、減収減益要因をカバーするには至りませんでした。

今後も、富士フイルム㈱とのアライアンスにより事業基盤を一層強固にして生産体制の効率化に取り組み、さらに京都工場で生産を開始したエレクトロニクス関連製品の事業確立や業務用途を中心にインクジェット用紙や印刷製版材料など既存製品の新興国での新規開拓に努め、収益の確保に取り組んでまいります。

(機能材事業)

機能材料は、水処理膜支持体やフィルターが増加し、販売金額は増加しました。

化学紙は、主力の化粧板原紙やテープ原紙が減少し、販売金額は減少しました。

この結果、機能材事業全体の売上高は前年同四半期比0.9%減収の81億8千6百万円となりました。

営業利益は、前年同四半期の1億7千万円から2億8千7百万円増加し、4億5千7百万円となりました。

コストダウン効果に加え、原燃料価格安、一部製品の価格修正の進展により、増益となりました。

引き続き、水処理膜支持体の新規ユーザー獲得やMBR（膜分離活性汚泥法）膜用への展開、高耐熱バッテリーセパレータの拡販、化粧板原紙やテープ原紙等の海外拡販とコストダウンに注力してまいります。

(倉庫・運輸事業)

倉庫・運輸事業は、売上高は前年同四半期比4.6%減収の39億8千4百万円、営業利益は前年同四半期の8千8百万円から2千1百万円減少し、6千7百万円となりました。

(その他)

その他の事業は、売上高は前年同四半期比40.9%増収の45億9千5百万円、営業利益は前年同四半期の1千7百万円から5千7百万円増加し、7千5百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末の資産は、たな卸資産等の増加はありましたが、受取手形及び売掛金や現金及び預金等の減少により前連結会計年度末に比べ69億9千2百万円減少し、2,257億6千6百万円となりました。

負債は、支払手形及び買掛金の減少等により前連結会計年度末に比べ64億1千3百万円減少し、1,593億4千1百万円となりました。

純資産は、その他有価証券評価差額金の減少等により前連結会計年度末に比べ5億7千8百万円減少し、664億2千5百万円となりました。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.7ポイント改善し、29.2%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ54億7千4百万円減少し、61億4千2百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、前年同四半期に比べ124億6千5百万円増加し、24億3千2百万円となりました。

前年同四半期に比べ営業活動の結果使用した資金が増加した主な要因は、仕入債務の増減額の差異71億3千8百万円や、たな卸資産の増減額の差異54億2千4百万円などによる資金使用の増加によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期に比べ22億9千8百万円増加し、46億7百万円となりました。

前年同四半期に比べ投資活動の結果使用した資金が増加した主な要因は、有形及び無形固定資産の取得による支出が11億2千万円増加、投資有価証券の売却による収入が9億9千7百万円減少したことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、前年同四半期に比べ101億8千8百万円増加し、16億8千7百万円となりました。これは主に有利子負債の増加によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

○ 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ないし株主の皆様共同の利益のため、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を目指し2019年度に新たにスタートした「新中期経営計画」の諸施策を強力に推進しております。また、2015年10月に策定したコーポレートガバナンス基本方針に従い、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、CSRを重視した企業グループ経営を推進し、経営の透明性を高めガラス張りの経営を行い、コーポレートガバナンスの充実にも取り組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月27日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2016年6月28日開催の当社第151回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）につき、所要の変更を行った上で継続することを決議し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、2019年6月26日開催の当社第154回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、上記継続に伴い、独立委員会委員として、従前と同様、片岡義広氏、品川知久氏、竹原相光氏の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2019年5月27日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<https://www.mpm.co.jp/company/news/pdf/2019/20190527-2.pdf>）

イ．本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

ロ．本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の1)から3)までのいずれかに該当する行為若しくはその可能性がある行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社の株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- 2) 当社の株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で行う行為であり、且つ当該行為の結果として当社の株券等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又はかかる両株主の間に支配関係若しくは共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合の合計が20%以上となる場合に限りです）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとしします。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとしします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとしします。

ハ. 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランによる買収防衛策の継続につきましては、2019年6月26日開催の第154回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2019年6月26日開催の第154回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとしております。

ニ. 株主の皆様への影響

(a) 旧プランの本プランへの改定時における株主の皆様への影響

旧プランの本プランへの改定時には、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

上記②に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は5億6千7百万円であります。

(6) 従業員数

① 連結会社の状況

当第2四半期連結累計期間において、連結会社の従業員数に著しい増減はありません。

② 提出会社の状況

当第2四半期累計期間において、提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(7) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績に著しい増減はありません。

(8) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,741,433	44,741,433	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	44,741,433	44,741,433	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年9月30日	—	44,741,433	—	36,561	—	10,161

(5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
王子ホールディングス株式会社	東京都中央区銀座四丁目7番5号	14,693	32.89
那須 功	埼玉県川口市	1,791	4.01
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,666	3.73
富士フイルムホールディングス 株式会社	東京都港区西麻布二丁目26番30号	850	1.90
三菱製紙取引先持株会	東京都墨田区両国二丁目10番14号	814	1.82
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	681	1.53
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	650	1.46
三菱瓦斯化学株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	589	1.32
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	584	1.31
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	571	1.28
計	—	22,893	51.25

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数については、信託業務に係る株式数を記載しております。
2. 三菱瓦斯化学株式会社の所有株式数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式360千株が含まれております。(株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・三菱瓦斯化学株式会社口)」であります。)

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 70,400	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 31,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,525,600	445,256	—
単元未満株式	普通株式 114,233	—	—
発行済株式総数	44,741,433	—	—
総株主の議決権	—	445,256	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式76株及び兵庫クレ株式会所有の相互保有株式50株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三菱製紙株式会社	東京都墨田区両国二丁目 10番14号	70,400	—	70,400	0.16
(相互保有株式) 兵庫クレ株式会社	兵庫県神崎郡神河町比延 48番地の1	31,200	—	31,200	0.07
計	—	101,600	—	101,600	0.23

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株あります。

なお、当該株式数は上記「① 発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,617	6,142
受取手形及び売掛金	※2 37,686	32,107
商品及び製品	26,021	30,229
仕掛品	7,301	7,687
原材料及び貯蔵品	11,233	13,094
その他	6,003	5,673
貸倒引当金	△175	△187
流動資産合計	99,689	94,749
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	23,945	25,890
機械装置及び運搬具（純額）	43,465	48,191
土地	21,913	21,903
建設仮勘定	9,446	537
その他（純額）	2,420	3,047
有形固定資産合計	101,191	99,570
無形固定資産		
その他	1,744	1,775
無形固定資産合計	1,744	1,775
投資その他の資産		
投資有価証券	17,741	17,418
その他	12,447	12,301
貸倒引当金	△54	△49
投資その他の資産合計	30,133	29,671
固定資産合計	133,069	131,017
資産合計	232,758	225,766

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 25,347	22,448
電子記録債務	※2 5,390	4,994
短期借入金	65,175	68,474
コマーシャル・ペーパー	7,000	4,000
未払法人税等	366	348
その他	※2 17,580	12,049
流動負債合計	120,860	112,316
固定負債		
長期借入金	32,855	34,622
退職給付に係る負債	8,718	8,559
資産除去債務	882	883
その他	2,436	2,959
固定負債合計	44,893	47,024
負債合計	165,754	159,341
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,561	36,561
資本剰余金	9,682	9,682
利益剰余金	13,145	13,010
自己株式	△150	△150
株主資本合計	59,240	59,104
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,635	2,976
為替換算調整勘定	1,209	1,091
退職給付に係る調整累計額	2,265	2,671
その他の包括利益累計額合計	7,110	6,739
非支配株主持分	654	581
純資産合計	67,004	66,425
負債純資産合計	232,758	225,766

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
売上高	100,223	97,333
売上原価	86,233	82,816
売上総利益	13,990	14,516
販売費及び一般管理費	※1 14,951	※1 14,004
営業利益又は営業損失(△)	△961	512
営業外収益		
受取利息	34	27
受取配当金	320	257
持分法による投資利益	—	475
為替差益	406	—
その他	368	275
営業外収益合計	1,129	1,035
営業外費用		
支払利息	760	516
為替差損	—	298
その他	422	249
営業外費用合計	1,183	1,064
経常利益又は経常損失(△)	△1,014	483
特別利益		
固定資産処分益	4	5
投資有価証券売却益	501	47
受取補償金	—	19
その他	—	0
特別利益合計	506	71
特別損失		
固定資産処分損	377	552
災害による損失	589	—
減損損失	41	—
その他	22	61
特別損失合計	1,030	614
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,538	△59
法人税等	△286	△132
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1,251	73
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△89	△19
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△1,161	93

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	△1,251	73
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	668	△657
為替換算調整勘定	△332	△113
退職給付に係る調整額	215	433
持分法適用会社に対する持分相当額	△19	△24
その他の包括利益合計	531	△361
四半期包括利益	△719	△288
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△684	△277
非支配株主に係る四半期包括利益	△35	△10

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失 (△)	△1,538	△59
減価償却費	5,062	5,207
災害損失	589	—
減損損失	41	—
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	334	598
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	209	184
受取利息及び受取配当金	△354	△285
支払利息	760	516
投資有価証券売却損益 (△は益)	△501	△47
固定資産処分損益 (△は益)	372	547
売上債権の増減額 (△は増加)	6,038	5,481
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,435	△6,860
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,053	△3,084
その他	△3,440	△4,316
小計	10,191	△2,118
災害損失の支払額	△0	△196
利息及び配当金の受取額	363	300
利息の支払額	△763	△521
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	242	102
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,033	△2,432
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△3,150	△4,271
有形及び無形固定資産の売却による収入	5	19
投資有価証券の取得による支出	△14	△12
投資有価証券の売却による収入	1,294	297
貸付けによる支出	△135	△450
貸付金の回収による収入	5	11
その他	△313	△200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,309	△4,607
財務活動によるキャッシュ・フロー		
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	—	△3,000
短期借入金の純増減額 (△は減少)	74	2,595
長期借入れによる収入	400	10,000
長期借入金の返済による支出	△8,588	△7,352
リース債務の返済による支出	△191	△272
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△170	△223
非支配株主への配当金の支払額	△23	△58
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,501	1,687
現金及び現金同等物に係る換算差額	94	△122
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△681	△5,474
現金及び現金同等物の期首残高	9,744	11,617
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 9,062	※1 6,142

【注記事項】

(会計方針の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
国際財務報告基準を適用している子会社は、第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。 この結果、当第2四半期連結会計期間末の「有形固定資産」が643百万円増加し、流動負債の「その他」が173百万円及び固定負債の「その他」が474百万円増加しております。当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
退職給付に係る会計処理における数理計算上の差異の費用処理年数について、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、第1四半期連結会計期間より費用処理年数を当社は12年から11年、一部の国内連結子会社は9年から8年に変更しました。 この変更により、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ384百万円減少しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
従業員(財形住宅資金等)	従業員(財形住宅資金等)
414百万円	388百万円
その他 1件	その他 1件
8百万円	6百万円
合計	合計
423百万円	395百万円

(2) 債権流動化に伴う遡及義務

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
1,835百万円	1,424百万円

※2 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形(電子記録債権を含む)	769百万円	一百万円
支払手形	1百万円	一百万円
電子記録債務	711百万円	一百万円
営業外電子記録債務	24百万円	一百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
荷造運賃	5,433百万円	4,989百万円
販売諸掛	1,786百万円	1,621百万円
従業員給料手当	3,656百万円	3,360百万円
退職給付費用	275百万円	352百万円
研究開発費	561百万円	567百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金	9,062百万円	6,142百万円
現金及び現金同等物	9,062百万円	6,142百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月25日 取締役会	普通株式	170	5.00	2018年3月31日	2018年6月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月27日 取締役会	普通株式	223	5.00	2019年3月31日	2019年6月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙・パル プ事業	イメージ ング事業	機能材 事業	倉庫・ 運輸事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	75,331	14,655	6,800	2,560	99,348	875	100,223	—	100,223
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,780	2,862	1,457	1,618	7,718	2,386	10,105	△10,105	—
計	77,111	17,518	8,257	4,179	107,067	3,261	110,328	△10,105	100,223
セグメント利益 又は損失(△)	△1,458	248	170	88	△950	17	△933	△27	△961

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エンジニアリング業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△27百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△13百万円、セグメント間取引消去△13百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙・パル プ事業	イメージ ング事業	機能材 事業	倉庫・ 運輸事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	71,640	13,953	6,820	2,518	94,932	2,400	97,333	—	97,333
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,062	2,737	1,365	1,466	7,632	2,194	9,827	△9,827	—
計	73,702	16,691	8,186	3,984	102,564	4,595	107,160	△9,827	97,333
セグメント利益 又は損失(△)	126	△197	457	67	453	75	528	△16	512

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エンジニアリング業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△16百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△0百万円、セグメント間取引消去△16百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 (△)	△34.00 円	2.09 円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△1,161	93
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△1,161	93
普通株式の期中平均株式数 (株)	34,179,965	44,660,452

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月14日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 晶 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 永 千 尋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱製紙株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月14日
【会社名】	三菱製紙株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Paper Mills Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 立 藤 幸 博
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長立藤幸博は、当社の第155期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。